

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

学校におけるフッ化物洗口に係るリーフレット及び動画について（通知）

このことについて、本道では「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、各学校におけるフッ化物洗口を推進しています。厚生労働省が定めた「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」（令和4年12月28日付け厚生労働省医政局長・健康局長通知）においても、世界保健機関（WHO）や多くの学術団体等がその安全性と有効性を認め、普及を推奨している旨、明示的に示されているところです。

こうした中、3年余りに及ぶコロナ禍において、感染リスクへの危惧から、やむなくフッ化物洗口を中断した学校がありました。現在では、その多くの学校で再開していますが、未だ再開に至っていない学校も散見されます。このような状況について、（一財）日本口腔衛生学会では、予防できていたはずのむし歯が増加していることを示唆しており、中断している学校の早期再開が望まれるところです。

つきましては、この度、フッ化物洗口の再開や新たな実施に資するよう、別添リーフレット及び動画を作成しましたので、各学校においてこれらを積極的に活用するなどして、フッ化物洗口の取組を進めていただくようお願いします。

なお、実施等に当たっては、次の事項にご留意願います。

記

1 リーフレットについて

教職員等に周知し、理解増進を図るとともに、フッ化物洗口の取組に活用願います。

2 動画について

動画掲載URLは次のとおりです。なお、道内の学校におけるフッ化物洗口の実施目的以外に使用することを固く禁じます。

「フッ化物洗口の実施方法」（北海道教育委員会）

<https://youtu.be/xpTqdjf8j70>

「フッ化物洗口の実施方法（担任カメラ）」（北海道教育委員会）

<https://youtu.be/uXNyGzUNY58>

3 教職員の負担軽減について

フッ化物洗口の実施に当たっては、例えば、市町村の歯科保健担当部局や保健センターによる実施、歯科医師会や薬剤師会の協力など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するようお願いします。

企画・調整係
健康・体育指導係

学校におけるフッ化物洗口の推進

道及び道教委では、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき、生涯を通じた歯・口腔の健康のための「フッ化物洗口」を推進しています。

12歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯等数の推移

調査年度	H20	H23	H26	H29	R2
全国平均	1.54本	1.20本	1.00本	0.82本	0.68本
北海道	2.47本	2.05本	1.73本	1.26本	1.02本

※先行実施県のむし歯等数

県名	一人平均むし歯等数	小学校実施率
新潟県	0.20本	94.2%

※一人平均むし歯等数（令和3年度）
※小学校実施率：小学校におけるフッ化物洗口の実施率（平成30年度）

※全国平均：学校保健統計調査（文部科学省）

※北海道：公立学校児童等の健康状態に関する調査（北海道教育委員会）

- 歯科疾患は、現在も有病率が高くなっており、地域等による健康格差も見られます。
- 歯や口腔の健康は、全身の健康を維持する観点からも極めて重要です。

フッ化物洗口の効果

（フッ化物洗口マニュアル（2020年度版）厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編より）

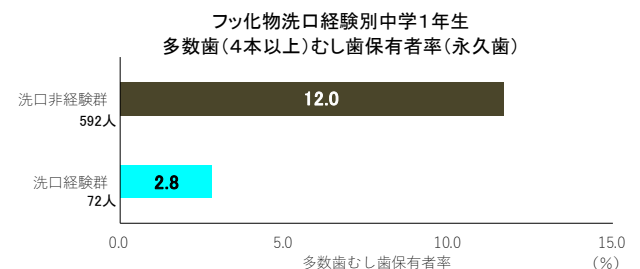
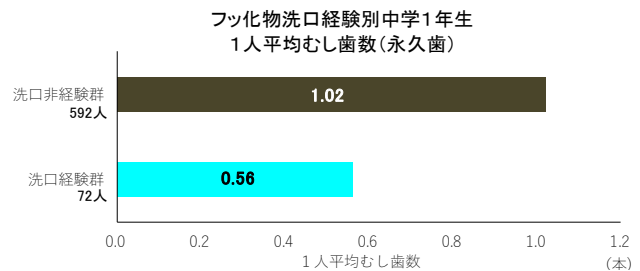
- フッ化物洗口の継続的な実施により、酸に溶けにくい丈夫な歯質にすることができます。
- フッ化物洗口の実施により、およそ30～80%のむし歯予防の効果が報告されています。

＜フッ化物洗口の効果＞

平成28年～30年にかけて道内で実施した中学1年生を対象とする調査において、小学校で6年間フッ化物洗口を経験した群（洗口経験群）と、全く経験しなかった群（洗口非経験群）に分けて、永久歯むし歯数を比較しました。

洗口経験群では、洗口非経験群よりも1人平均むし歯数が少なく、また、多数歯（4本以上）のむし歯がある生徒の割合も低かったことが報告されています。（2021年日本口腔衛生学会誌に掲載）

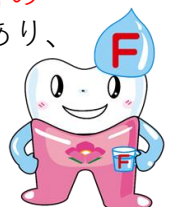
このほか、全国的にも効果が実証されています。



フッ化物洗口の安全性

（フッ化物洗口マニュアル（2020年度版）厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編より）

- フッ化物洗口は、世界保健機関（WHO）等の行政機関や多くの学術団体等が安全性と有効性を認め、普及を推奨しています。学校では昭和45年頃から普及が始まりました。
- フッ化物洗口液は、誤って1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはありません。（体重30kgの小学生的場合、フッ化物の急性中毒量は60mgであるのに対し、週1回法の洗口液に含まれるフッ化物量は9mgです。）
- フッ化物は骨に悪影響を与えるという主張が行われることがありますが、骨のフッ素症は、8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であり、フッ化物洗口での微量な口腔内残留量で発現することはありません。
- フッ化物洗口を学校で実施するに当たっては、実施するかどうかを本人や保護者が選択できます。このことを含め、期待される効果や安全性等について十分に情報提供を行います。（インフォームド・コンセント）



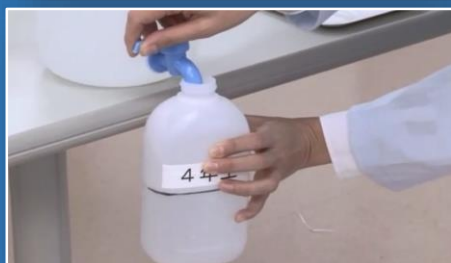
フッ化物洗口の実施手順

令和5年3月時点で実施している学校において、最も多く用いられている方法を紹介しますので、フッ化物洗口の実施や再開にあたっての参考としてください。



①フッ化物洗口液の調整

- ・調剤薬局で調整されたフッ化物洗口液が、専用容器で学校に搬入されます。
- ・洗口液の使用期限は、30日～40日です。
(メーカーにより異なります)
- ・冷蔵庫に入れて保管します。



②分注ポンプへ移す

- ・洗口液を専用容器から分注ポンプに注ぎ、各クラス分を用意します。
- ・分注ポンプを職員室の机の上に置くなどして学級担任に渡します。担任は各クラスに運びます。



③洗口液を紙コップへ注ぐ

- ・分注ポンプを1～2回押し、洗口液を紙コップに入れて、児童等に渡します。
- ・児童等は洗口液が入った紙コップとティッシュを持って自席に戻ります。



④「ブクブクうがい」の実施

- ・30秒から1分間、児童等の自席で、下の方を向いて、口を閉じ、ブクブクうがいを行います。
- ・洗口を希望しない子どもには、水道水でうがいをさせるなどの対応をします。



⑤「ブクブクうがい」の終了

- ・終了した洗口液を紙コップに吐き出します。
- ・口を紙コップにつける等して、飛沫が飛ばないように注意します。
- ・吐き出した洗口液にティッシュペーパーを入れて吸い取らせ、紙コップごと回収します。



⑥後片付け

- ・紙コップはゴミ袋に入れ、教室内で回収します。
- ・洗口を教室内で紙コップで行うことにより、流し台に移動して、吐き出す等が不要となります。
- ・使用した分注ポンプは、洗浄し、乾燥させます。